

☆
☆ 大 阪 南 消 防 組 合 ☆
☆ 議 会 定 例 会 議 案 書 ☆
☆ 令 和 8 年 第 2 回 ☆
☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

(令和 8 年 6 月 1 2 日)

日 程 表

令和 8 年 6 月 1 2 日 定例会

日程	議案等番号	議 案 等 名	ページ
第 1		議会運営委員会委員長報告	-
第 2		会議録署名議員の指名について	-
第 3	選挙第 1 号	議長の選挙について	1
第 4		会期の決定について	-
第 5	報告第 2 号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」	2
第 6	報告第 3 号	専決処分報告について「大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について」	6
第 7	報告第 4 号	専決処分報告について「大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」	1 0
第 8	報告第 5 号	専決処分報告について「大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について」	1 3
第 9	報告第 6 号	専決処分報告について「令和 7 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 4 号）」	1 7
第 1 0	報告第 7 号	令和 7 年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	2 0
第 1 1	議案第 9 号	財産の取得について	2 2
第 1 2	議案第 1 0 号	財産の取得について	2 3
第 1 3	議案第 1 1 号	財産の取得について	2 4
第 1 4	議案第 1 2 号	財産の取得について	2 5
第 1 5	議案第 1 3 号	財産の取得について	2 6
第 1 6	議案第 1 4 号	大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	2 7
第 1 7	議案第 1 5 号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	2 8
第 1 8		一般質問について	-

選挙第1号

議長の選挙について

地方自治法第103条第1項の規定に基づき、本組合議会議長の選挙を行う。

令和8年6月12日提出

大阪南消防組合議会
副議長 中村 保治

当選

桂 聖

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和8年6月12日提出

報告

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

専決第1号 損害賠償の額の決定について
専決第2号 損害賠償の額の決定について
専決第7号 損害賠償の額の決定について

専決第1号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年2月5日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
一般走行中救急車での接触事故	令和7年11月22日 午後2時15分頃 河内長野市小山田町 消防本部前交差点	河内長野市在住男性	810,000円	大阪南消防組合

専決第2号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年2月20日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
救急活動中における受傷事故	令和7年9月16日 午前0時40分頃 柏原市国分市場2丁目	柏原市在住男性	26,160円	大阪南消防組合

専決第7号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和8年4月28日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

事由	事由発生日時・場所	損害賠償の相手方	損害賠償の額	当事者
救急搬送中における車内での受傷事故	令和8年2月9日 午前6時10分頃 大阪府堺市南区槇塚台1丁 槇塚台1丁交差点内	河内長野市在住女性	56,182円	大阪南消防組合

報告第3号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月12日提出

即日承認

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

専決第3号 大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について

専決第 3 号

大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について

大阪南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 7 日 専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第5号

大阪南消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合行政手続条例（平成14年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第14条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第18条第1項中「職員」の次に「その他規則で定める者」を加える。

第21条第3項中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条前段中「第14条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同

条中「同項第 3 号及び第 4 号」を「同条第 1 項中「第 1 項第 3 号及び第 4 号」に、「同項第 3 条」を「第 27 条第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 14 条第 3 項後段」を「第 14 条第 4 項後段」に、「第 17 条第 3 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 33 条第 4 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪南消防組合行政手続条例第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

報告第 4 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

即日承認

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

専決第 4 号 大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

専決第4号

大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月27日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

大阪南消防組合条例第6号

大阪南消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合職員の給与に関する条例（昭和38年柏原羽曳野藤井寺消防組合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「100分の10.3」を「100分の11.2」に改める。

附則第17項中「100分の10.3」を「100分の11.2」に改め、同項第1号中「100分の11」を「100分の12」に改め、同項第2号中「100分の10」を「100分の11」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 5 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

即日承認

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

専決第 5 号 大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について

専決第 5 号

大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正について

大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 7 日 専決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

大阪南消防組合条例第7号

大阪南消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

大阪南消防組合職員の旅費に関する条例（令和7年大阪南消防組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、同条第6号中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削る。

第15条第2号中「19,000円」を「21,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大阪南消防組合職員の旅費に関する条例（以下この条において「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が同項に規定する旅行命令（以下この項において「旅行命令」という。）を発する旅行及び退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）をした場合又は死亡した場合において改正後の旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行及び退職等となった場合又は死亡した場合において改正後の旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお

従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に改正後の旅費条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

報告第 6 号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

即日承認

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

専決第 6 号 令和 7 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 4 号）

専決第6号

令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）

令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年3月31日専決

大阪南消防組合
管理者 富宅 正浩

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 消 防 費	1 消 防 費	富 田 林 消 防 署 他 1 か 所 感 染 症 対 策 に 係 る 衛 生 設 備 改 修 事 業	19,768

報告第7号

令和7年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度大阪南消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月12日提出

報告

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

令和7年度 大阪南消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国支出金	地方債	
3 消防費	1 消防費	資機材搬送車更新事業	23,223,000	23,223,000			23,000,000	223,000
		消防ポンプ自動車（CD-I型）更新事業	52,712,000	52,712,000		15,777,000	32,900,000	4,035,000
		大阪府防災行政無線再整備事業負担金	4,709,000	4,709,000			4,700,000	9,000
		富田林消防署他1か所感染症対策に係る衛生設備改修事業	19,768,000	19,768,000			19,700,000	68,000
合 計			100,412,000	100,412,000		15,777,000	80,300,000	4,335,000

議案第9号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- | | | | |
|---|--------|-------------------------|------------------|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 CD-I 型水槽付 (3台) | |
| 2 | 取得の目的 | 消防設備の更新 | |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 金162,195,000円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地 |
| | | 名 称 | 株式会社モリタ関西支店 |
| | | 代表者 | 支店長 高岡 雄二 |
| 6 | 支出科目 | (款) 消防費 | (項) 消防費 |
| | | (目) 消防施設費 | (節) 備品購入費 |

議案第10号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- | | | | |
|---|--------|--------------------|------------------|
| 1 | 名 称 | はしご付消防ポンプ自動車(35m級) | |
| 2 | 取得の目的 | 消防設備の更新 | |
| 3 | 取得の方法 | 随意契約 | |
| 4 | 取得価格 | 金228,360,000円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地 |
| | | 名 称 | 株式会社モリタ関西支店 |
| | | 代表者 | 支店長 高岡 雄二 |
| 6 | 支出科目 | (款) 消防費 | (項) 消防費 |
| | | (目) 消防施設費 | (節) 備品購入費 |

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和 8 年 6 月 12 日提出

即日原案可決

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

- | | | | |
|---|--------|---------------------------------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材
(2台) | |
| 2 | 取得の目的 | 消防設備の更新 | |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 金 79,090,000 円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 大阪市西区立売堀 1 丁目 7 番 15 号 |
| | | 名 称 | 大阪トヨペット株式会社法人営業部 |
| | | 代表者 | 部長 村内 敬一 |
| 6 | 支出科目 | (款) 消防費 | (項) 消防費 |
| | | (目) 消防施設費 | (節) 備品購入費 |

議案第12号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- | | | | |
|---|--------|---|-----------------------------|
| 1 | 名 称 | L E D照明設備一式 | |
| 2 | 取得の目的 | 富田林消防署他3か所における照明設備更新に伴う
L E D照明設備の整備 | |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 金18,150,000円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 大阪府吹田市広芝町10番25号
第2池上ビル2階 |
| | | 名 称 | キングランリニューアル株式会社関西支店 |
| | | 代表者 | 支店長 石塚 雄亮 |
| 6 | 支出科目 | (款) 消防費 | (項) 消防費 |
| | | (目) 消防施設費 | (節) 備品購入費 |

議案第13号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

令和8年6月12日提出

即日原案可決

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

- | | | | |
|---|--------|--------------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 防火服一式（84着） | |
| 2 | 取得の目的 | 消防活動用防火服の更新 | |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 4 | 取得価格 | 金18,018,000円 | |
| 5 | 取得の相手方 | 住 所 | 大阪市東住吉区杭全7丁目4番21号 |
| | | 名 称 | 株式会社マトイ防災 |
| | | 代表者 | 代表取締役 奥村 勇二 |
| 6 | 支出科目 | （款）消防費 | （項）消防費 |
| | | （目）常備消防費 | （節）需用費（消耗品費） |

議案第 1 4 号

大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

即日同意

大 阪 南 消 防 組 合
管 理 者 富 宅 正 浩

記

氏 名 丸岡 耕平

住 所

生年月日

議案第15号

大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月12日提出

即日同意

大阪南消防組合
管理者 富宅正浩

記

住 所

氏 名 片山 敬子

生年月日